

盛岡広域振興局長告示第63号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年9月11日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1（1） 開発区域に含まれる地域の名称 八幡平市平舘第26地割47番1の一部
- （2） 開発許可を受けた者の住所及び名称 八幡平市大更第18地割315番地 社会福祉法人杉の子会
- 2（1） 開発区域に含まれる地域の名称 岩手郡雫石町板橋35番1及び35番5
- （2） 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市本宮二丁目44番10号 株式会社テス東北